

意見書案第14号

特別徴収税額の決定・変更通知書への個人番号記載に関わって、地方税法施行規則の改正を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成29年9月19日提出

提出者

向日市議会議員

杉谷伸夫

山田千枝子

賛成者

向日市議会議員

北林重男

特別徴収税額の決定・変更通知書への個人番号記載に関わって、地方税法施行規則の改正を求める意見書

平成27年10月29日付け総務省令第91号での地方税法施行規則の改正で、給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）に納税義務者の個人番号（マイナンバー）を記載する欄が設けられたことに伴い、本年度より市区町村において特別徴収義務者たる事業者に対して通知された個人市民税・府民税特別徴収税額決定通知書（通知書）の取り扱いに自治体間で違いが生じた。特定個人情報保護の観点から相当数の市区町村で、マイナンバーの記載をしない、あるいはアスタリスクによる一部記載など様々な対応がなされた。また通知書の郵送方法も普通郵便や特定記録郵便、簡易書留など様々であったようである。

マイナンバーは特別徴収義務者が市区町村に送付する給与支払報告書に記載されている。市区町村はそれを見て自らが保有するマイナンバーと正誤を確認するだけでよく、徴収事務の執行上は、通知書に市区町村が再度記載しなければならない特段の必要性は無い。一方で「規則」に定められた様式にマイナンバー記載欄があるからとして、自治体がマイナンバーを記載した通知書を送付することは、誤記載や特定個人情報の漏えいリスクを高めることになる。事実、全国的に誤記載や誤送付の発覚報道が続いており、危惧されていたマイナンバーの漏えいが起こり、その都度市区町村が陳謝している状況にある。

また本市をはじめ多くの市区町村において、こうした事故に起因する特定個人情報の漏えいを防ぐため、通知書の送付にあたっては二重三重の点検体制を取り、特定記録郵便や簡易書留での郵送をおこなった。市区町村は、これら事務量の増加や上乗せされる郵送費などの財政負担を強いられている。

また個人番号が記載された通知書を送付された事業者（特別徴収義務者）においても、特定個人情報として厳重な管理義務が課されるため、余分な負担を強いられている。

そこで、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を保護するために地方税法施行規則を改正し、給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の書式からマイナンバー記載欄をなくすことをここに強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月19日

京都府向日市議会